

その他報告事項について

- 健康危機対処計画について
- 感染症指定医療機関の見直しについて
- 医療措置協定の見込みについて

健康危機対処計画について

経緯

感染症法・地域保健法の改正に併せて、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）」が改正された。これに基づき、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、各保健所・衛生研究所において、健康危機対処計画の策定を進めている。

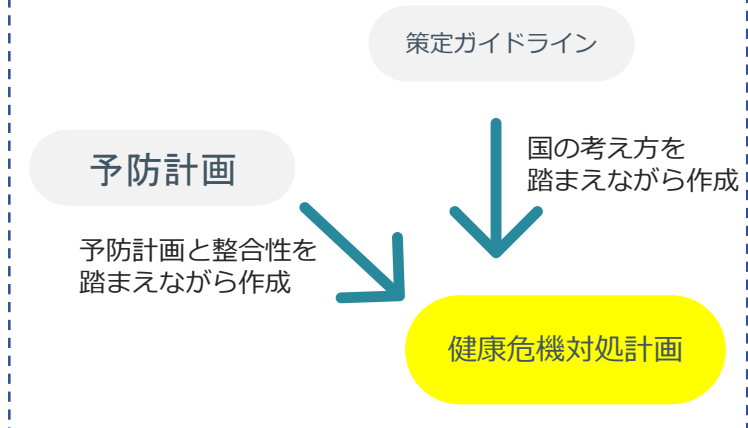
健康危機対処計画策定の概要

- 同計画は、予防計画と対応し、既存マニュアル、業務継続計画（BCP）の見直しにより策定するとされており、本県では、各保健所が円滑に計画を策定できるよう、あらかじめ県独自に各保健所等にひな形を用意。
- これにより、各保健所は計画に基づき自律的な体制整備を図るとともに、同計画の記載項目を一元化することで、各保健所及び本庁が連携の上、有事の際などを念頭に一体的な対応が可能となるよう措置。
- 衛生研究所においても、予防計画と整合をとって検査実施体制等について記載した健康危機対処計画を作成。

【健康危機対処計画の記載項目】

保健所	衛生研究所
<ul style="list-style-type: none">基本的な考え方業務量・人員数の想定組織体制業務体制関係機関との連携感染状況に応じた取組・体制	<ul style="list-style-type: none">基本的な考え方所内体制づくり関係機関との連携人材の確保・育成検査実施体制の確保等情報の収集と提供調査研究の推進発生段階に応じた取組・体制感染症危機発生後の対応

<作成イメージ>

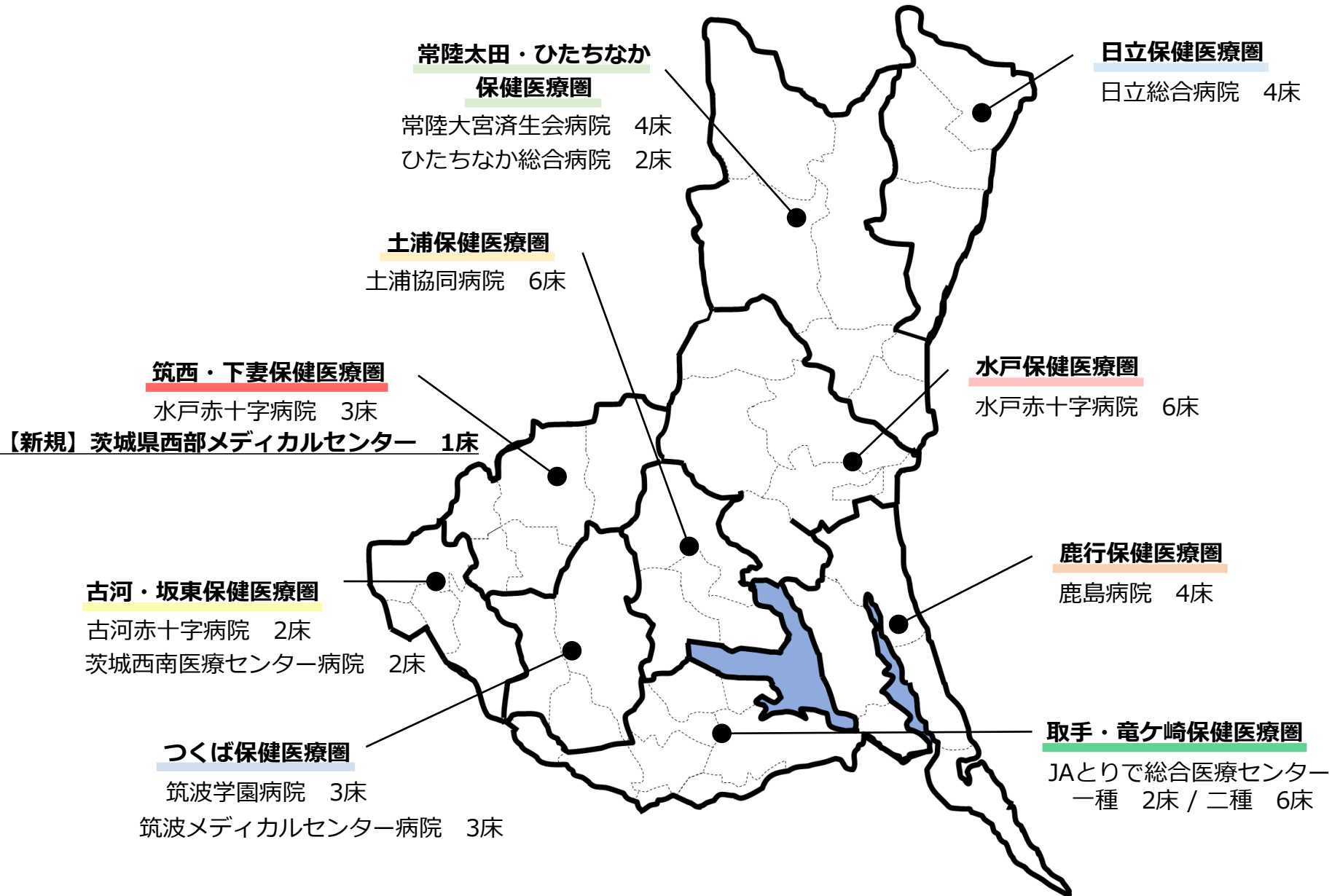


計画策定の状況

- 各保健所等で2月までに同計画素案を作成済み。今後、感染症対策課において進めている医療措置協定の締結状況を踏まえ、各保健所管内の感染症指定医療機関の状況等を更新の上、3月中に各保健所等で計画を策定。
- 次年度以降は、各保健所の体制や関係機関の状況を踏まえ、年一回程度を目安に見直しを行っていく。

感染症指定医療機関の見直しについて

- 県全体及び地域での感染症対応を一層充実させるため、筑西・下妻医療圏に新たに感染症病床を確保する。
- 今後、県内唯一の特定機能病院である筑波大学附属病院の第一種感染症指定医療機関の指定に向けて取り組む。



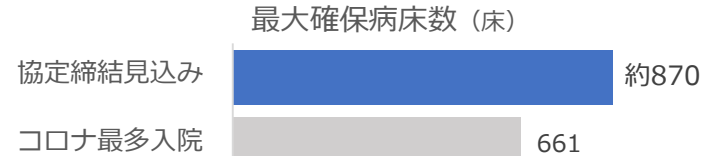
医療措置協定の見込みについて

- 新興感染症の発生・まん延時に備え、平時に、知事と医療機関管理者との間で協定を締結。
- 新型コロナへの対応を念頭に、新興感染症の国内発生から約半年間で、コロナ対応の最大体制を目指す。



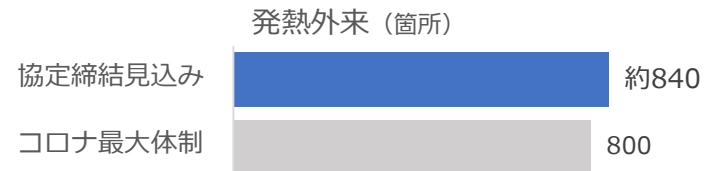
1. 病床確保〔病院・有床診療所〕

国による発生公表後、県の要請に基づき、**入院病床の即応化**



2. 発熱外来〔病院・診療所〕

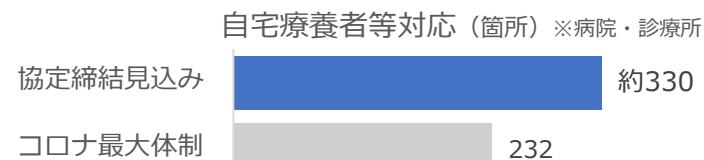
国による発生公表後、県の要請に基づき、**発熱患者の診察**



3. 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

〔病院・診療所、薬局、訪問看護事業所〕

医療機関・薬局・訪問看護事業所で連携し、**自宅や高齢者施設等への往診、オンライン診療、訪問看護及び医薬品対応等**



4. 後方支援〔病院・有床診療所〕

通常医療への影響を最小限にするため、**感染症患者以外の患者受入れ**や、**感染症から回復後の入院患者の転院受入れ**



5. 医療人材派遣〔病院・診療所〕

高齢者施設等での新興感染症患者発生時における**感染制御・業務継続支援チームの医師や看護師等の派遣**や、**県内外での感染拡大時における医療機関等への医師や看護師等の派遣**

